

奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生駒市と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学が締結する包括連携協定の目的達成に向けて実施される連携事業等に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成 20 年 10 月生駒市規則第 19 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、奈良先端科学技術大学院大学(以下「補助対象者」という。)とする。

(補助の対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が当該年度に実施する事業であり、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業とする。

(1)本市の産官学連携事業の推進等に資する事業

(2)包括連携協定に基づく連携・協力事業

(3)その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

(1) 特定の政治的又は宗教的活動を目的とする事業

(2) 本市による補助金、助成金、負担金等を受けている事業

(3) 特定の法人及び個人の利益を追求するための事業

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接関係する、事業実施年の 4 月 1 日以降実績報告書提出日以前に支出した経費で、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。ただし、補助対象事業の実施年度の前年度のふるさと生駒応援寄附への寄附額のうち、奈良先端科学技術大学院大学への活用を選択した寄附受入れ額の 2 分の 1 を乗じた額を上限とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業実施前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要とするもの

2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）の相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 市長は、申請内容に不備があると認めるときは、申請者に、その補正を求めることができる。

（補助金交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請者に奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、市長が、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の決定を行うにあたっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（事業内容等の変更）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）の承認を受けようとするときは、奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、その内容がわかる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査するとともに、承認すべきものと認めるときは、奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金変更交付決

定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第11条 市長は補助事業者に対し、遂行状況についての報告を求め、必要な指示をし、奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金遂行状況報告書（様式第7号）、帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日または補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日のいずれか早い日までに奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第9号)

(2) 領収書等及び契約書の写し

(3) その他市長が必要とするもの

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、奈良先端科学技術大学院大学連携事業

補助金額確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 14 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、奈良先端科学技術大学院大学連携事業補助金交付請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（精算）

第 15 条 市長は前条第 1 項の規定による請求を受けたときは、第 10 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算して交付する。

（交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第 7 条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (4) 第 11 条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (5) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- (6) 規則第 4 条の 2 各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限等）

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、市長の承認を受けないで、処分（補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、収入があったときは、市長は

補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(施行の細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

対象経費

区分	経費の種類
報償費	外部講師、専門家、協力者等に係る謝金・旅費等
旅費	協力者等への交通費 ただし、公共交通機関の実費相当額を対象とする。
消耗品費	事務用品費や原材料費、資料など取得単価2万円未満（税込）の物品。食糧にかかる経費は対象外であるが、補助事業実施に必要不可欠と認められるものに限り対象とする。
備品購入費	事業の実施に必要不可欠な取得単価2万円以上（税込）の物品で、複数の事業者からの見積書によって金額の妥当性を判断できるもの。補助対象経費の2分の1以内を上限とする。汎用性の高い備品は対象外であるが、事業実施に必要不可欠と認められるものに限り対象とする。
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷および製本費、写真プリント代、コピー代など
役務費	郵便料、宅配料等の通信運搬費、手数料、保険料、広告料
委託料	デザイン、動画作成、警備、広告費等、補助事業者では対応できない専門的な技術、知識等が必要な業務を外部に発注する費用（内容及び費用の内訳を明示すること）。
使用料及び賃借料	会場借上料、物品・車両等の賃借料等
その他の経費	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

ただし、下記に掲げるものは補助対象外とする。

- (1) 交付決定日より前に支出した経費
- (2) 大学における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、固定資産税、光熱水費 等）
- (3) 学費及び大学等の後援会費等の免除、減免、一部支援に係る事業
- (4) 土地及び建物の購入等に係る経費
- (5) 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- (6) 領収書等の挙証書類が保存されていない経費
- (7) その他、補助事業の実施に直接関連のない経費